

令和 8 年 9 月議会

議案説明補足資料

目 次

1. 分煙施設の整備について

… 1頁

市 民 局

1.分煙施設の整備について

(1) 基本的な考え方

- 喫煙動向や市内の喫煙状況を踏まえ、路上禁煙地区（以下「地区」）内の路上喫煙者数に応じた必要量を整備
- 既存施設、民間活力などあらゆる資源を活用して整備

(2) 必要整備量

- 地区内の路上喫煙者約 1.2 万人分（必要面積約 250 m²）

(3) 整備場所

- 喫煙状況に基づき、特に課題のある区域※を優先的に整備
 - ・現に路上喫煙やポイ捨てが顕著な場所
 - ・人の滞留が多く、受動喫煙の懸念が高い場所
- その他のエリアは順次整備（量的充足、適正配置を図る）

(4) 整備手法

- 直接施工、事業者寄贈受け、民間の新設・既設施設に対する補助などを含め効果的な手法で整備

※特に課題のある区域

- ・天神橋口交差点周辺エリア
- ・天神バスセンター前交差点周辺エリア
- ・渡辺通4丁目交差点周辺エリア
- ・サザン通り西口交差点周辺エリア
- ・中央区役所交差点周辺エリア
- ・博多駅（筑紫口）交差点周辺エリア
- ・博多駅バスターミナル前交差点周辺エリア
- ・博多駅前2丁目交差点周辺エリア
- ・博多駅前3丁目交差点周辺エリア
- ・合同庁舎前交差点周辺エリア

（参考）必要整備量算定方法

